

## 仕様書

当仕様書は、令和8年4月30日任期満了春日部市議会議員一般選挙の投票日を令和8年4月19日（日）と想定したものであり、実際の投票日が想定と異なる場合は、当仕様書に記載されている業務を行う期日を、実際の投票日に応じて変更し履行するものとし、変更の際は発注者から受注者へ指示するものとする。

### 1 件名

春日部市議会議員一般選挙 ポスター掲示場設置・撤去等業務委託

### 2 業務概要

ポスター掲示板の作製、設置、ポスター掲示場の保守・補修等の維持管理及びポスター掲示場の撤去（処分を含む）業務を委託する。

また、これらに伴う用材・人員・写真・部材等保管・車両等の一切の経費は受注者の負担とする。

### 3 期間

- |                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) ポスター掲示板作製   | 契約確定日～令和8年3月22日（日）            |
| (2) ポスター掲示場設置   | 令和8年3月23日（月）<br>～令和8年3月30日（月） |
| (3) ポスター掲示場維持管理 | 令和8年3月31日（火）<br>～令和8年4月19日（日） |
| (4) ポスター掲示板撤去   | 令和8年4月20日（月）<br>～令和8年4月24日（金） |

### 4 委託内容

#### (1) ポスター掲示板作製

仕様及び数量等は、別紙1「ポスター掲示板作製仕様書」による。

#### (2) ポスター掲示場設置

作製したポスター掲示板を設置する。設置方法、場所及び日程等は、別紙2「ポスター掲示場設置仕様書」による。

### (3) ポスター掲示場維持管理及び撤去

設置したポスター掲示場について、保守・補修等の維持管理を行い、投票日翌日以降、撤去（処分を含む。）する。期間及び留意事項等は、別紙3「ポスター掲示場維持管理及び撤去仕様書」による。

## 5 損害賠償責任

作製、設置、維持管理及び撤去に伴い、受注者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償すること。ポスター掲示場が第三者に損害を与えた場合も同様とする。

## 6 報 告

受注者は、次に掲げる資料1部を春日部市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）宛提出すること。

No	資料名	提出期限	様式
1	ポスター掲示板作製物の見本写真	令和8年 3月9日(月)	様式1
2	ポスター掲示場設置前・設置後の現場写真	令和8年 4月3日(金)	様式2
3	ポスター掲示場撤去前・撤去後の現場写真	令和8年 5月15日(金)	様式3
4 -1	業務完了報告書（令和7年度分）	令和8年 3月31日(火)	様式 4-1
4 -2	業務完了報告書（令和8年度分）	令和8年 5月15日(金)	様式 4-2
5	緊急連絡先届書	契約締結後遅滞 なく	様式5

※(1)見本写真及び現場写真は、データでも1部納品のこと（CD-ROM等）。

(2)写真撮影は、投票区・ポスター掲示場番号を記入した表示とともに、ポスター掲示板全体、ポスター掲示場付近状況等がはっきり分かるように、ポスター掲示板の斜め方向から撮影すること。なお、設置場所状況が確認

しにくい場合は、撮り直しを指示する場合がありますので注意すること。

## 7 委託料の請求、支払

- (1) 受注者は、上記6に定める業務完了報告書（令和7年度分・令和8年度分）とともに、年度ごとに業務委託料を請求すること。
- (2) 委託料の支払における割合は、令和7年度業務分として77%、令和8年度業務分として23%とする。この割合で算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、2回目の支払で調整する。
- (3) 市選管は、上記(1)及び(2)の内容が適正であることを確認できた後、速やかに業務委託料を支払うものとする。

## 8 無投票等の場合の変更契約、委託料の支払い

無投票その他の事由により、告示日後の業務の必要がなくなった場合は、発注者と受注者において協議の上、変更契約を締結し、それまでの間に業務の履行に要した費用を支払うこととする。ただし、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てたものを積算し、算定するものとする。

消費税及び地方消費税の額は、算定した額に10%を乗じて得た額（円未満切り捨て）とし、合計した額を請求するものとする。

受注者への無投票の連絡は、告示日4月12日（日）午後5時以後の当日中に行う。

## 9 その他

- (1) 決定後、直ちに市選管において打合せを行うこと。
- (2) 期間中については、曜日にかかわらず早急に対応が必要なことが想定されるため、契約締結後遅滞なく担当者の緊急連絡先を報告すること（様式5）。
- (3) 万一、枠数に変更が生じた場合は、市選管の指示に従うこと。この場合、別途、変更契約を行うものとする。
- (4) この仕様書に記載されていない事項等については、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## ポスター掲示板作製仕様書

ポスター掲示板（ポスター掲示場のうち、ポスターの掲示に用いる板及び脚等の付属部分をいう。）の作製に関する仕様は、春日部市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託仕様書に定めるもののほか、本仕様書のとおりとする。

## 1 ポスター掲示板作製数等

ポスター掲示板は下記のとおり作製すること。

- (1) 作製枚数 4 5 5 枚
- (2) 区画数 3 段 4 5 区画

## 2 ポスター掲示板表示内容の校正

ポスター掲示板作製前に表示内容に係る校正を、文書もしくは電子情報により市選管と行うこと。その際は規格（区画や区画線及び全体のサイズ）並びに色を明示すること。

## 3 ポスター掲示板の規格・表示内容

- (1) 掲示板の 1 区画の大きさは、縦横ともに 4 2 0 m m 以上とすること
- (2) 区画と区画の間（選挙名称及び注意書き欄も含む）には仕切り線を入れ、その線の太さは概ね 1 5 m m とする。

※(1)のサイズは、(2)を含まない内側のサイズである。

- (3) ポスター掲示板の区画番号は、左側から上下の順に順次付し、数字のみを記載し、丸囲み等は一切行わないことこと。

また、文字色は青色とし、エナメルまたはペンキ等を用いて、屋外に設置しても印刷内容（文字、線、記号等）に変化（かすれ、にじみ、消失、退色等）が生じず、作製時と同様の状態を保つこと。

- (4) ポスターを掲示する面（以下「表面」という。）は白色とし、しみや汚れがなく、期間中、作製時と同様の状態を保つこと。ただし、設置後に付着した汚れは含まない。
- (5) ポスター掲示板の注意書き欄下の「春日部市選挙管理委員会」の表示の

下に「( ー )」を記載し、投票区・ポスター掲示場番号が記入できるようにすること

(6) 詳細は別紙 1 - 2 「ポスター掲示板規格及び表示内容について」を参照のこと。

#### 4 ポスター掲示板の材質

(1) 材質は再生ボード等とし、厚さ 3.0 mm 以上であること。また、候補者が掲示するポスターを画鋏で留めることができること。

(2) 耐水仕様であり、かつ、設置された日から撤去される日までの間（以下「期間中」という。）、屋外に設置し、風、雨、雪等にさらされる場合も、「直径 1 mm 以上の穴」、「破損（ひび割れ、剥離等も含む。）」、「変形（湿度の変化等に伴う 1 % 以内の伸縮を除く。）」のいずれも生じず、作製時と同様の状態を保つこと。

ただし、いたずら等により破損が生じた場合は、この限りではない。

#### 5 ポスター掲示板の棧

棧（掲示板を補強するため、裏面に接着する角材を指す。）は、以下の仕様を満たすものとする。

(1) 横に 30 mm × 40 mm 角の棧を 3 本以上入れて補強すること。なお、縦に棧を入れても差し支えない。

(2) 棧とポスター掲示板との接着に際しては、接着剤、釘等を使用するなどして、期間中、ポスター掲示板と棧がはがれることなく、作製時と同様の接着状態を保つようにすること。

ただし、接着に用いた釘等により、表面の文字等の判読に影響を与えたり、表面に突起部が生じたりしないよう、また、ポスターを掲示する画鋏等が刺しにくくならないよう、棧の位置や接着方法に注意すること。

## ポスター掲示場設置仕様書

ポスター掲示場の設置に関する仕様は、春日部市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託仕様書に定めるもののほか、本仕様書のとおりとする。

## 1 設置期間

ポスター掲示場の設置は、3月23日（月）から3月30日（月）の間のうち、市選管と受注者とが調整し、取り決めた日程で行うものとする。なお、土曜日、休日の設置となる場合もある。

## 2 設置期間の遵守

設置に当たっての作業時間は、作業者の能力や習熟度によって変動するが、作業者の増員等を行い、上記1の市選管との協議において決定した日数内に作業を終了させられる体制を組むこと。ただし、市選管側に起因して日数が延びた場合は、この限りでない。

3 設置場所の一覧表及びポスター掲示場案内図は、市選管による地権者等へのポスター掲示場設置依頼後、交付するものとする。

## 4 設置時の留意事項

- (1) 設置に際しては、事前の打合せを十分に行ったうえで、市選管から渡す設置場所の一覧表等の資料に基づいて設置すること。
- (2) 現場の状況、ポスター掲示板の重さ及び大きさを総合的に考慮し、風圧や掲示板の自重により事故が発生せず、かつ、現場への影響を最小限にする設置方法を選択すること。
- (3) ポスター掲示板を設置するにあたっては、地下の埋設物、設置場所の樹木、道路施設、器物等をき損しないよう最大限の措置を講ずること。
- (4) ポスター掲示板を設置するにあたっては、掲示場が樹木、電柱、標識、他の看板によって見えないことのないようにすること。また、歩行者や車両等の通行・視界の妨げにならないように最大限の配慮をすること。

- (5) ポスター掲示板の破損、倒壊及び掲示板による対人対物事故が決して生じることのないよう、掲示板設置後に、受注者は複数人で設置状況を再度点検すること。

## 5 設置方法

設置方法は下記を標準とし、これにより難しい場合は現場の状況に応じて、最適な方法で設置すること。

詳細は別紙 2-1 「ポスター掲示場寸法 (1)」及び別紙 2-2 「ポスター掲示場寸法 (2)」を参照のこと。

- (1) ポスター掲示板設置にあたっては、設置前に固定しようとする既存物に著しい損傷がないことを確認すること。
- (2) ポスター掲示板の上辺は、市選管から特段の指示がある場合を除き、地面から掲示板の上部までの高さが概ね 2,100 mm を超えないものとし、下辺は、泥等がかからぬように、500 mm 程度の高さにあるように設置すること。

全体を 3 分割または 4 分割にして設置すること。分割する際は、50 mm から 100 mm の間隔を空けて設置すること。3 分割の場合は①表示部～15、②16～30、③31～45 の区画ごとの 3 分割とする。4 分割の場合は①表示部～9、②10～21、③22～33、④34～45 の区画ごとの 4 分割とする。

- (3) 掲示板に脚を取り付ける場合は、2 脚以上とすること。
- (4) 基本とする設置方法は、単管パイプ（足場用パイプ 48.6 mm）もしくは角材（60 mm×60 mm）を用いて、裏側に支柱を設ける自立式とする。その際、ポスター掲示板の支柱を地面に十分に埋め込むこととし、それ以外のときは地面に必ず接地させること。

なお、単管パイプ等を用いて設置した場合、その両サイドに保護キャップを使用する等、設置箇所における通行人等に危害が及ばないような措置を講じること。

- (5) 塀等を利用して吊下げて設置を行うときは、ポスター掲示板と裏側の支柱で挟み込むように設置し、ポスター掲示板の下に重り（土のう等）を付ける等、現場の状況に応じた最適な方法とすること。

その際、塀等に傷が付かないよう、ポスター掲示板と塀等が接触する部

分には、全て緩衝材を挟みこむこと。特に塀等との接触が多い部分や、傷が付きやすい部分、その他、市選管が指示する部分についてはタオル等を必ず挟みこむこと。

(6) フェンス、ガードレール、ガードパイプ、鉄道柵または寺社柵（以下「フェンス等」という。）に設置するときは、フェンス等の支柱にポスター掲示板の端部をあわせるように取付けること。また、他方の端部がフェンス等の支柱に届かない場合は、可能な限りポスター掲示板に支柱を設け、強固に固定するよう努めること。

(7) ポスター掲示板支柱を固定する際は、既存物を損傷させることのないよう細心の注意を払うこと。

(8) 風等により倒壊することのないように、頑丈で耐久性が高い鉄製の番線でポスター掲示板支柱1本あたり2点以上固定すること。また、設置状況によっては土のう等の重りを付ける等の対策を施すこと。なお、道路に直接面している塀等については、土のう等による対策が通行障害となる場合もありうるため、現場の状況により対策を行うこと。

## 6 ポスター掲示場番号の記入

設置後はポスター掲示板左の表示欄の下にある「( ー )」に市選管が指定した番号を黒色の油性マジックで書き入れること。

## 7 設置方法別の箇所数（直近の選挙における状況）

(1) 自立式	1 2 0 カ所
(2) 塀	4 4 カ所
(3) フェンス	2 1 7 カ所
(4) ガードレール・ガードパイプ	5 4 カ所
(5) 鉄道柵	1 7 カ所
(6) 寺社柵	1 カ所
(7) 植え込み	1 カ所
(8) 寺柵	1 カ所
合計	4 5 5 カ所

※設置方法別の枚数は概数であり、現地の状況によって変更の可能性あり。

## 8 その他

- (1) ポスター掲示板を設置後、市選管にて設置確認を行うものとする。設置確認時に設置場所の移設等が生じた場合は、市選管の指示により速やかに対応すること。
- (2) 個人宅の敷地内や塀に設置する場合は、設置作業を始める前に、住民にあいさつし、設置作業を開始する旨を伝えてから作業を始めること。  
なお、住民が外出していて不在の場合は、住民が帰宅するまで、その場所の設置作業は行わないこと。
- (3) 設置作業により、設置場所を提供している方の心証を害すことがないよう、作業内容だけでなく言動や態度等にも注意すること。

## ポスター掲示場維持管理及び撤去仕様書

ポスター掲示場の保守・補修等の維持管理及び撤去（処分を含む。）に関する仕様は、春日部市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去等業務委託仕様書に定めるもののほか、本仕様書のとおりとする。

## 1 保守・補修期間

ポスター掲示場の保守・補修は、ポスター掲示板の設置完了後からポスター掲示場の撤去が完了するまで行うこと。ただし、無投票となった場合は、上記の保守期間を短縮する場合がある。

## 2 保守・補修等の対応

ポスター掲示場に破損等が発見された際は、休日・夜間を問わず随時、市選管から緊急時対応担当者及び責任者へ連絡するので、常に連絡が取れる体制を組むとともに、早急（最大1時間以内）に補修又は予備との交換を行い、元の状態に戻すこと。ただし、市選管からの指示があった場合は、この限りではない。

ポスター掲示場の異常を発見した場合は、当該掲示場のポスター掲示場番号及び状況を市選管に連絡し、指示を受けること。ただし、常時の見回り等を行う必要はない。

## 3 撤去期間

ポスター掲示場の撤去は、4月20日（月）から4月24日（金）までの間に行い、市選管と受注者とは調整し、取り決めた日程で行うものとする。

ただし、無投票となった場合は、撤去期間を変更する場合がある。

## 4 撤去時の留意事項

選挙終了後は、市役所周辺や市内各駅周辺等の人通りの多い場所に設置したポスター掲示板を優先して速やかに撤去し、設置前の状況を回復すること。特に、支柱を用いて設置した箇所は、その支柱を撤去した後の補修（埋め戻し等）の措置を講じること。

## 5 撤去したポスター掲示板の搬送及び廃棄

- (1) 撤去場所からの搬送に際しては、トラックの荷台に掲示板を揃えて積み上げ、適正に固縛する等安全に配慮すること。
- (2) 撤去したポスター掲示板は、受注者が責任をもって処分すること。なお、可能な限り資源として有効利用すること。
- (3) 掲示されていたポスターは、撤去工事後、流出、散逸等させないよう確実に処分すること。

## 6 その他

- (1) 個人宅の敷地内や塀に設置したポスター掲示板を撤去する場合は、撤去作業を始める前に、住民にあいさつし、撤去作業を開始する旨を伝えてから作業を始めること。  
なお、住民が外出していて不在の場合は、住民が帰宅するまで、その場所の撤去作業は行わないこと。
- (2) 撤去作業により、設置場所提供者の心証を害すことのないよう、作業内容だけでなく、言動や態度等にも注意すること。

様式 1

ポスター掲示板作製物の見本写真

1 組 目	2 組 目
3 組 目	4 組 目

※掲示場として組み立てる前の、各ボードの写真を貼付すること

様式 2

ポスター掲示場設置前・設置後の現場写真

掲示場番号	設 置 前	設 置 後
(    —    )  設置日 年 月 日		
(    —    )  設置日 年 月 日		
(    —    )  設置日 年 月 日		
(    —    )  設置日 年 月 日		
(    —    )  設置日 年 月 日		

※投票区及び掲示場番号順に貼付して提出すること

様式 3

ポスター掲示場撤去前・撤去後の現場写真

掲示場番号	撤 去 前	撤 去 後
(    —    )  実施日 年 月 日		
(    —    )  実施日 年 月 日		
(    —    )  実施日 年 月 日		
(    —    )  実施日 年 月 日		
(    —    )  実施日 年 月 日		

※投票区及び掲示場番号順に貼付して提出すること

様式4-1

## 業 務 完 了 報 告 書 (令和7年度分)

- 1 委託業務名 春日部市議会議員一般選挙  
ポスター掲示場設置・撤去等業務委託
- 2 委託場所 埼玉県春日部市粕壁東三丁目2番 外454カ所
- 3 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで  
(うち令和7年度分 令和 年 月 日から令和8年3月31日まで)
- 4 委託金額 金 円  
(消費税及び地方消費税 円を含む)
- うち令和7年度分 金 円  
(消費税及び地方消費税 円を含む)

上記のとおり、業務が完了したので報告します。

年 月 日

住 所  
受注者  
氏 名

印

春日部市長 様

様式4-2

## 業 務 完 了 報 告 書 (令和8年度分)

- 1 委託業務名 春日部市議会議員一般選挙  
ポスター掲示場設置・撤去等業務委託
- 2 委託場所 埼玉県春日部市粕壁東三丁目2番 外454カ所
- 3 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで  
(うち令和8年度分 令和8年4月1日から令和8年 月 日まで)
- 4 委託金額 金 円  
(消費税及び地方消費税 円を含む)
- うち令和8年度分 金 円  
(消費税及び地方消費税 円を含む)

上記のとおり、業務が完了したので報告します。

年 月 日

住 所  
受注者  
氏 名

印

春日部市長 様

年 月 日

春日部市長 様

受注者



### 緊急連絡先届書

緊急連絡先として、下記担当者を緊急時対応者に指定しましたので、お届けします。

1 件 名 春日部市議会議員一般選挙 ポスター掲示場設置・撤去等業務委託

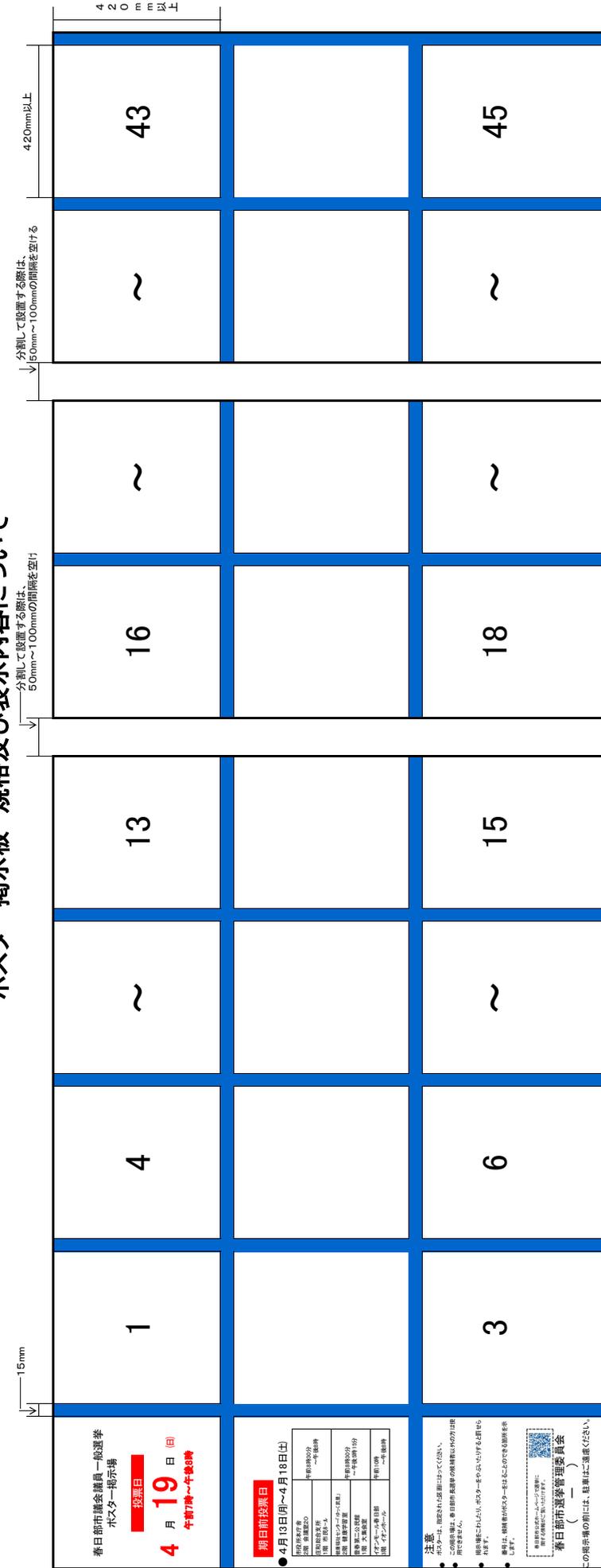
2 緊急時対応担当者

氏 名	所在	職 名	電話番号
	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外		携帯

3 緊急時対応責任者

氏 名	所在	職 名	電話番号
	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外		携帯

ポスター掲示板 規格及び表示内容について

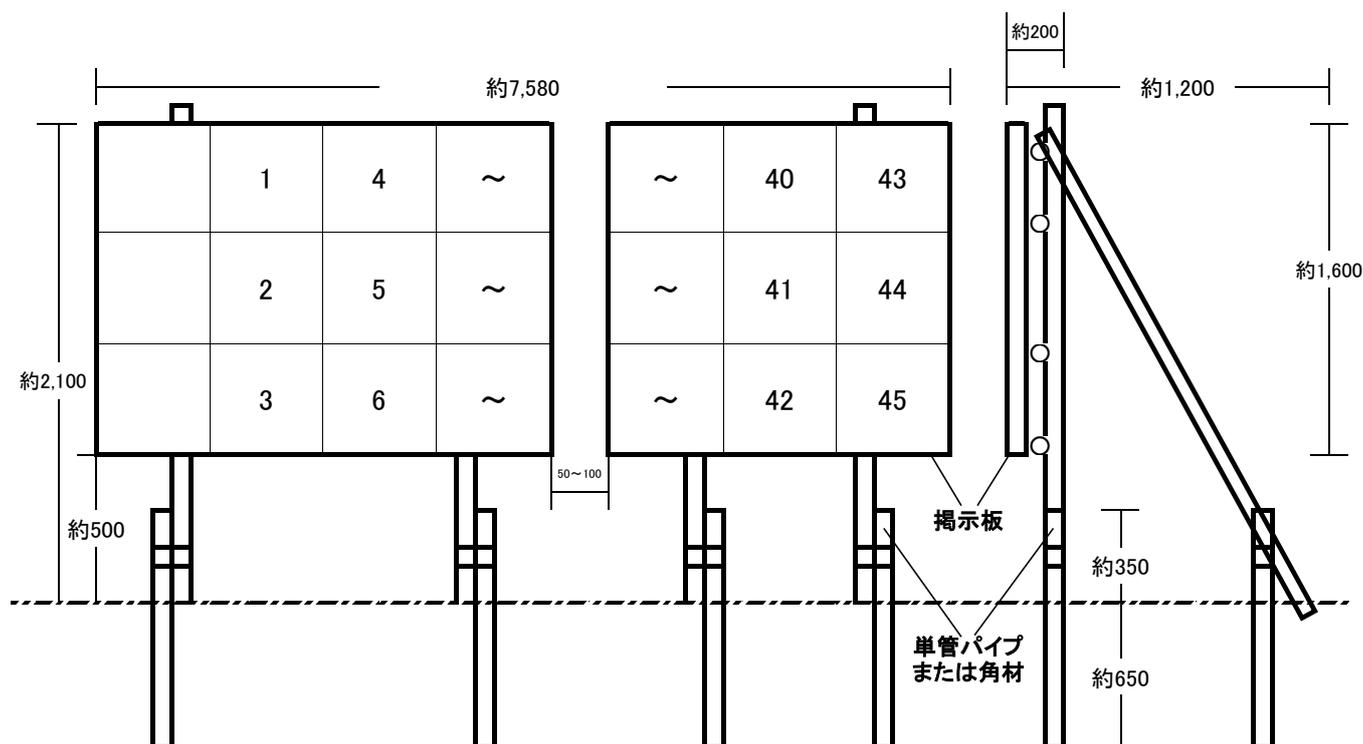


※基本の配色については白地に青・黒文字とする。  
 ※ただし、投票日の文字は赤地に黒文字、日目の数字は赤文字とする。

区画のサイズは左の表示欄も兼ね、上下限とも全て同一となるようにする。

## ポスター掲示板寸法(1)

◆春日部市議会議員一般選挙用ポスター掲示場規格 (単位:mm)

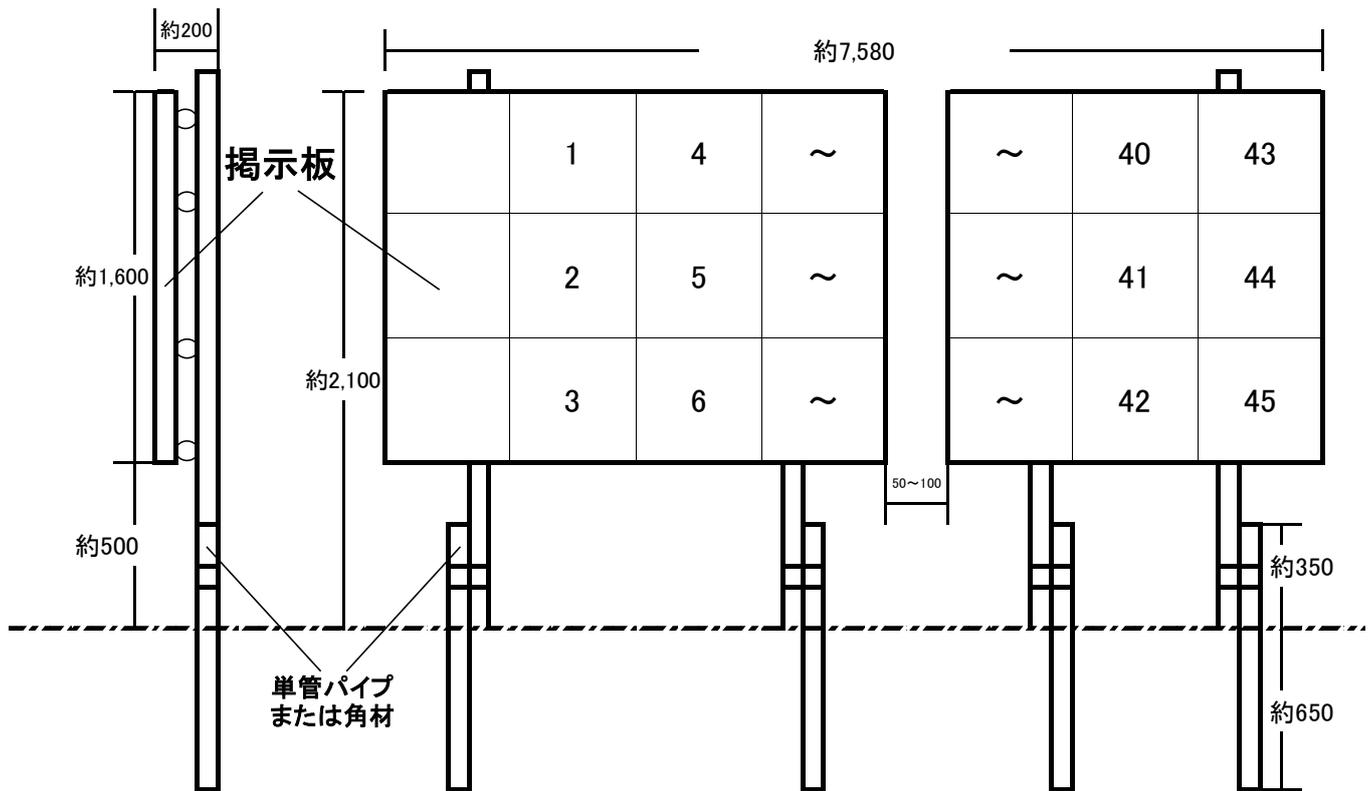


## 【自立式における基本の設置方法】

上記のとおり、ポスター掲示板の後ろから斜めに単管パイプまたは角材を2脚以上用いて補強すること。ただし、ポスター掲示板の後ろについて、適度なスペースが無い、地権者等の了承が得られないまたは器物や植物がある等の理由により、斜めに単管パイプまたは角材を2脚以上用いて補強することができない場合は、別紙2-2「ポスター掲示場寸法(2)」のとおりとする。

## ポスター掲示板寸法(2)

◆春日部市議会議員一般選挙用ポスター掲示場規格(単位:mm)



### 【自立式における基本の設置方法】

別紙2-1「ポスター掲示場寸法(1)」のとおり、ポスター掲示板の後ろから斜めに単管パイプまたは角材を2脚以上用いて補強すること。ただし、ポスター掲示板の後ろについて、適度なスペースが無い、地権者等の了承が得られないまたは器物や植物がある等の理由により、斜めに単管パイプまたは角材を2脚以上用いて補強することができない場合は、上記のとおりとする。